

# 第1章 計画の概要

第1章

計画の概要

第2章

この計画の基本的な考え方

第3章

市及び市社協が実施する施策事業の体系

第4章

重点施策

第5章

施策事業

第6章

計画の進行管理

## 1 計画策定の経緯

岐阜市（以下、「市」と表記します。）及び岐阜市社会福祉協議会（以下、「市社協」と表記します。）は、5年ごとに、それぞれ、岐阜市地域福祉計画（第1期：平成16～20年度、第2期：平成21～25年度、平成26年度計画）及び岐阜市地域福祉活動計画（第1次：平成17～21年度、第2次：平成22～26年度）を策定し、地域福祉を推進してきました。

前計画（第2期・第2次計画）では、それぞれ、近隣住民相互の支え合い活動の立ち上げ等を図ることを重点施策とし、活動への補助や人材養成事業を実施してきました。その成果として、一部の地域やボランティア組織等においては、地域独自の見守り体制の構築や市民相互の助け合い活動が実践されるようになりました。今後は、これらを先駆的な成果として踏まえつつ、より多くの地域や団体で、より充実した活動がなされるよう、さらに効果的・発展的な施策を実施していく必要があります。

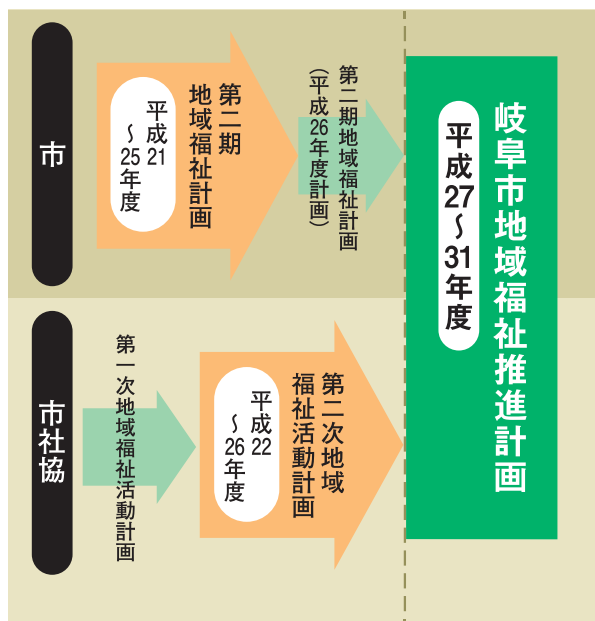
これまで、市と市社協は、相互に連携を図ってきましたが、計画の策定期間や検討組織を異にしてきたために、計画の一部に不整合な記述がみられたり、施策・事業の実施にあたって、より一体的に取り組む必要性が指摘されてきました。

こうしたことから、平成24年度に、市と市社協は、それぞれの計画を継承する第3期・第3次計画策定のための基礎調査を合同で実施したことを契機として、計画の在り方を見直し、両計画を一体的に策定することとしました。

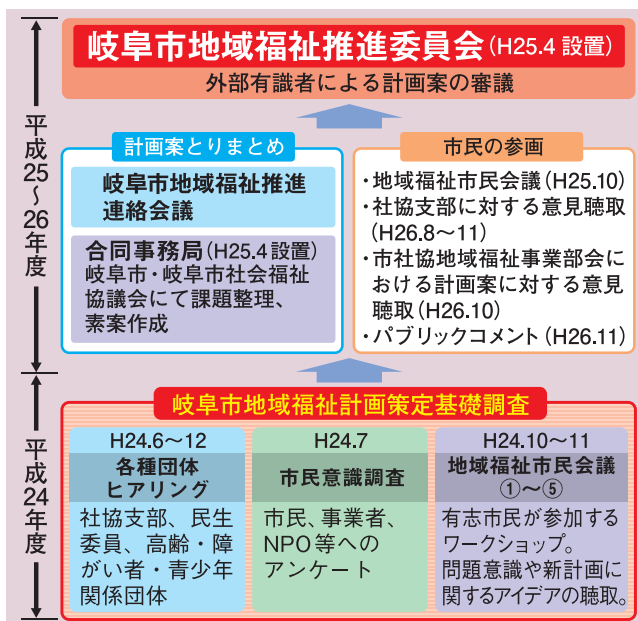
平成25年度からは、合同で有識者や関係団体の代表等をメンバーとする地域福祉推進委員会と市・市社協の両職員からなる地域福祉連絡会議を設置し、第2期地域福祉計画を暫定的に一年間延長する等の両計画の一体化に向けた必要な調整を行いながら、両計画の成果検証、課題整理、施策事業の見直し等を行ってきました。

ここに、岐阜市地域福祉推進計画（第3期岐阜市地域福祉計画・第3次岐阜市地域福祉活動計画）を策定いたします。

[ 従前の市・市社協計画と本計画との関係 ]

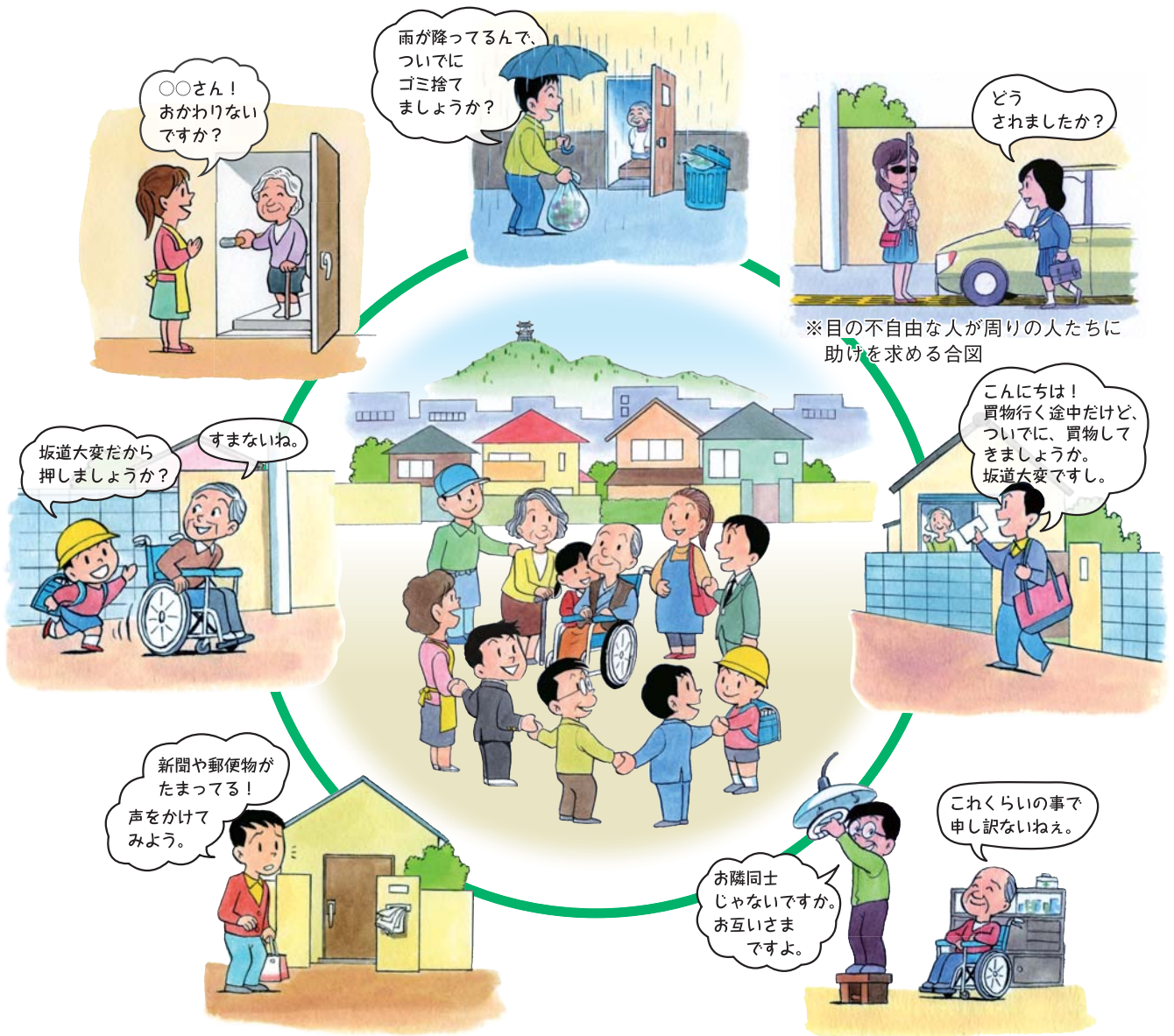


[ 本計画の策定プロセス体制 ]



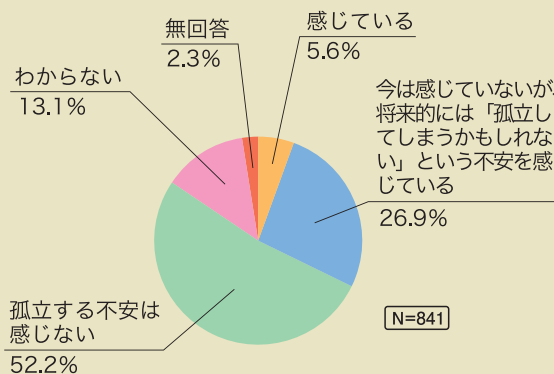
## 2 この計画により、実現させたいこと

高齢者や、障がい者など、支援を必要とする人が、孤立してしまうことがないように、市民がお互いに、見守り、助け合えること



### 市民が「安心して心豊かに」暮らせること

●あなたは、「孤立している」と感じていますか。



●地域での支援が必要であると考えられる世帯・人の数

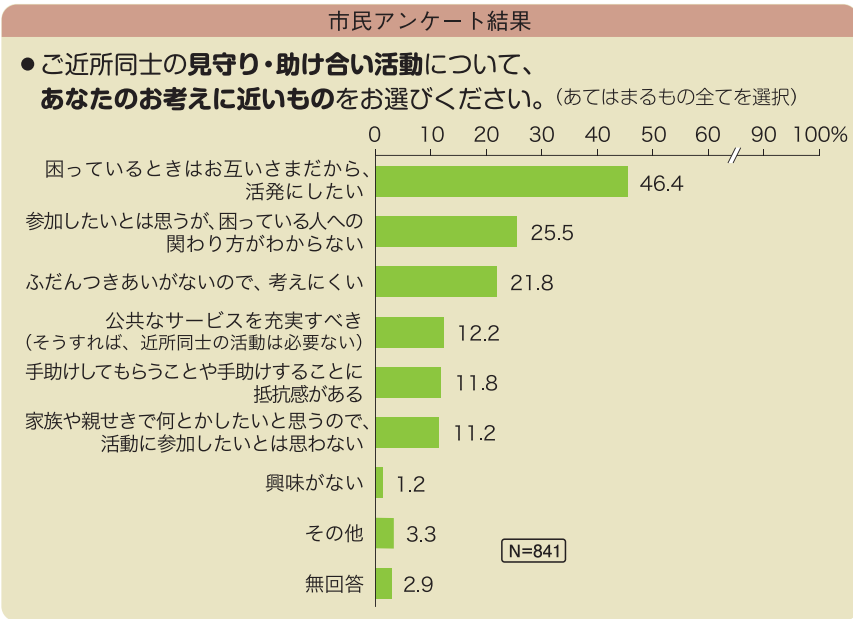
	岐阜市	自治会連合会支部 社協支部 (50)平均	単位 自治会 (2,573)平均
ひとり暮らしの高齢(65歳以上)世帯 + 高齢(65歳以上)夫婦のみ世帯	23,303 世帯	466世帯	9世帯
ひとり親と 18歳以下の子のみ 世帯	3,430 世帯	69世帯	1世帯
要支援者 要介護者	17,292人	346人	7人
身体障害 療育手帳所持者	19,301人	386人	8人

(平成 22 年 国勢調査等)

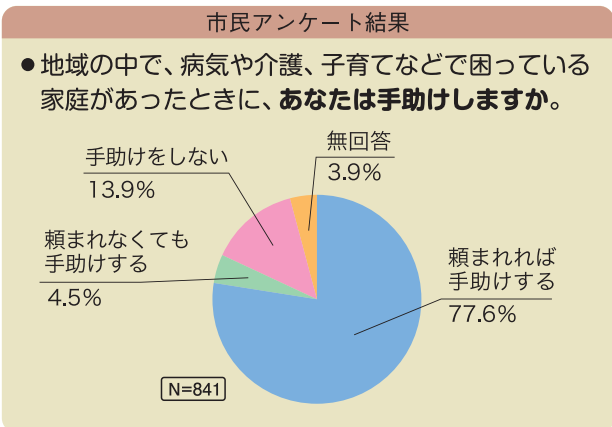
※小世帯化、少子高齢化の動向については資料編 P81 参照

(平成 24 年度 岐阜市地域福祉計画策定基礎調査)

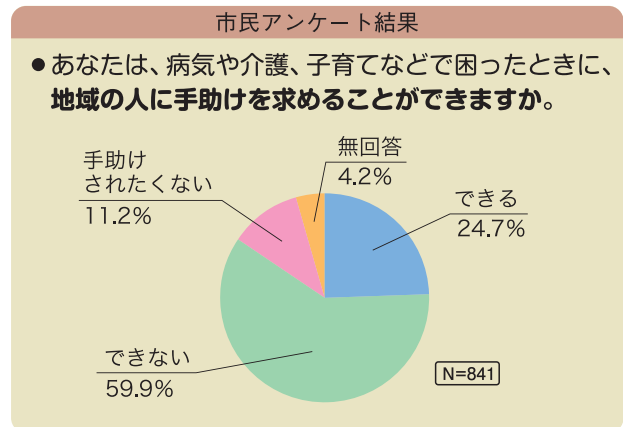
# 「支え合いたい」という市民の想いを形（行動）にすること



（平成 24 年度 岐阜市地域福祉計画策定基礎調査）



（平成 24 年度 岐阜市地域福祉計画策定基礎調査）



（平成 24 年度 岐阜市地域福祉計画策定基礎調査）

## 実現するのは、もちろん、市民一人ひとりの主体的な行動

例

普段から、「お互いさま」の気持ちで行動する  
社会福祉協議会支部、自治会、老人クラブ、  
青少年育成市民会議、日赤奉仕団などの住民  
組織の一員として…  
ボランティアやNPOの一員として…  
民生委員・児童委員として…



この計画により実現したいのは  
「地域福祉の推進」です。

第1章	計画の概要
第2章	この計画の基本的な考え方
第3章	実施する市及び市の協働の施策の体系
第4章	重点施策
第5章	施策事業
第6章	計画の進行管理

## 「地域福祉の推進」とは？

この計画において「地域福祉の推進」とは、社会福祉法第4条と同じ意味の用語とします。下の条文にあるように、「地域福祉」とは福祉サービスなどの支援を必要とする立場の地域住民が、「地域社会を構成する一員として」暮らせるようにしていくことです。これを「推進」していくことは、本人の努力のみではできないことはもとより、福祉サービス等の公的な支援のみによっても困難であることから、社会福祉法は、住民・事業者・福祉関係団体など地域のみならず相互に協力していくこととしています。

少子高齢化、世帯の小規模化の進展や日本経済の低成長が長期に亘る中で、支援を必要とする状況にある人が増加しているにもかかわらず、家族同士で助け合う機能が弱体化し、また地域や職域における人間関係の希薄化が進んできています。今日では、生活に困難を抱えていても相談できる人がいない、手を差し伸べてくれる人もいないなど、孤立してしまったり、孤独に過ごすうちに、居場所が無いと感じたり、生きがいを無くしてしまう人が増加しています。

「地域住民」として私たち一人ひとりが、また「社会福祉を目的とする事業を営む者」や「社会福祉に関する活動を行う者」として、それぞれの役割や特性を活かしつつ、市や市社協とも協働しながら、互いに支え合える地域社会を築いていくことが、「地域福祉の推進」です。

### （地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

# 3 この計画に定めること、計画の期間、位置づけ

## (1) 計画事項・計画期間

この計画は、市と市社協が、地域福祉の推進を図るために、平成27年度から平成31年度までの5年間に取り組むべきことを定めます。

## (2) 計画の位置づけ

### ① 市におけるこの計画の位置づけ

市においては、社会福祉法第107条の趣旨を踏まえつつ、福祉等の行政分野における他の計画との整合性・連携を図りながら、市民との協働により地域福祉を推進するために取り組むべきことを定める「第3期岐阜市地域福祉計画」と位置付けます。

※社会福祉法抜粋

#### (市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

## ② 市社協におけるこの計画の位置づけ

市社協においては、この計画を「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」（社会福祉法第109条）として、取り組むべきことを定める「第3次地域福祉活動計画」と位置付けます。

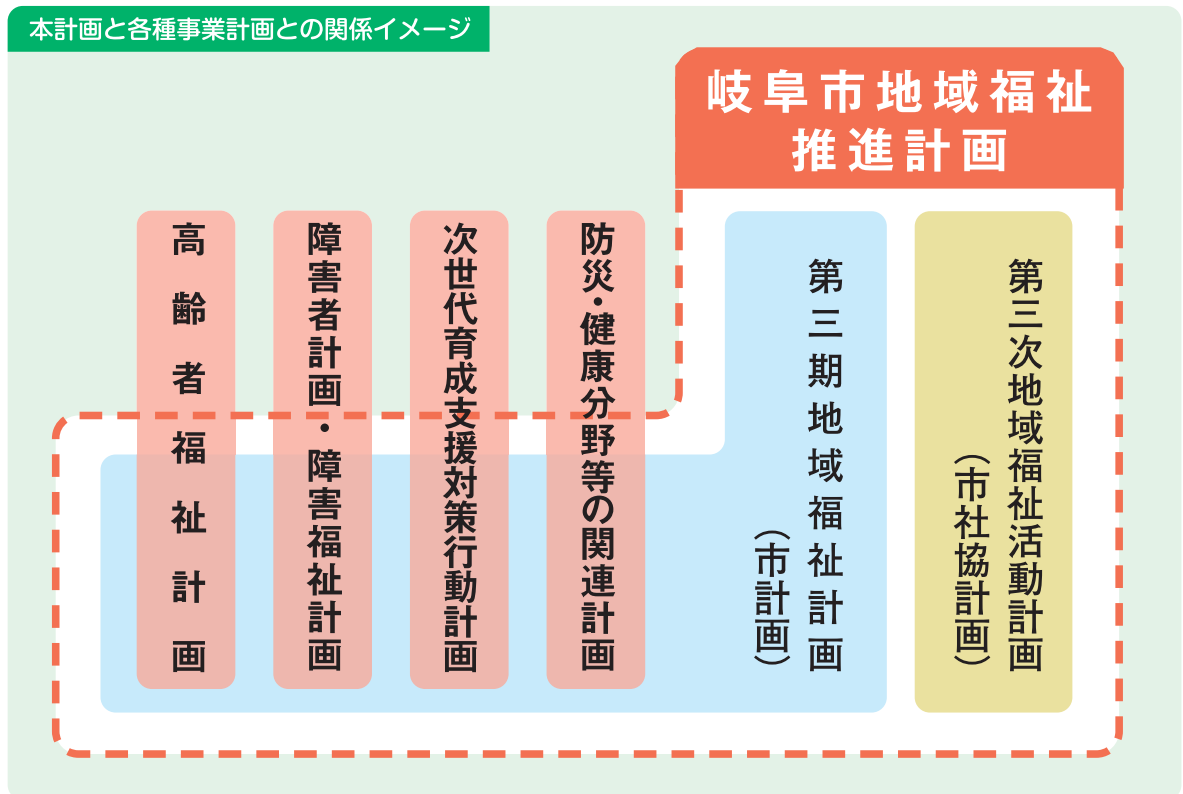
### ※社会福祉法抜粋

#### （市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

### 本計画と各種事業計画との関係イメージ



## この計画書を読む上であらかじめ、念頭においていただきたいこと ～市社協の役割、市社協と社協支部の違いについて～

市社協は、社会福祉法第109条第2号の条文（※6 ページ参照）に「活動への住民の参加のための援助」とあるように、地域福祉活動を実践する主体ではなく、活動を新たに立ち上げたり充実させたりするお手伝いをしながら、活動に携わる市民を増やしていく取り組みをする組織です。

### 岐阜市社会福祉協議会、通称「市社協（ししゃきょう）」とは？

- 正式名称は、「社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会」といいます。
- 社会福祉協議会は、法律に基づいて、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、一または複数の市町村ごとに設立することと定められている団体です。社会福祉法人という組織形態をもって、岐阜市に設立されているので、「社会福祉法人」「岐阜市」が頭についています。略して「市社協（ししゃきょう）」と呼ばれることが多いようです。



↑ 共同募金（街頭募金）



↑ 福祉体験（車イス体験）

このように市社協が社会福祉法に定められる法人であるのに対し、社会福祉協議会支部（以下「社協支部」と表記します。）は、自治会連合会地区（本市には50地区あります。）ごとに、設立されている地域の各種団体をメンバーとした任意団体（法的な位置付けのない組織）です。

### 岐阜市社会福祉協議会支部、通称「社協支部（ししゃきょうしぶ）」とは？

- 昭和53年から55年にかけて、市社協の働きかけにより、市の全地区において設立された地域住民組織です。今日では、本市の各地区における、地域福祉活動の主要な実践主体となっていることから、本計画においても、まちづくりの主要な担い手の一つと位置付けます。



↑ ふれあい・いきいきサロン



↑ 支え合いマップづくり↑

第1章

計画の概要

第2章

この計画の  
基本的な考え方

第3章

市及び市社協が  
実施する  
施策事業の体系

第4章

重点施策

第5章

施策事業

第6章

計画の進行管理

